

四街道市こどもプラン

～子ども・子育て支援事業計画～

令和元年見直し

令和元年9月

四 街 道 市

1. 計画見直しの趣旨

市では、すべての子どもたちの健やかな成長を支援できるまちをめざし、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づき、平成 27 年 3 月に「四街道市こどもプラン(子ども・子育て支援事業計画)」を策定しました。

令和元年 10 月より実施される幼児教育・保育の無償化に伴い、必要な計画の見直しを行うものです。

2. 見直し内容

新たに子ども・子育て支援法第 59 条に規定する地域子ども・子育て支援事業として、実費徴収に係る補足給付事業を実施します。

《基本方針 1》多様な子育て支援の充実

基本施策 2. 地域における子育て支援の充実

取組内容(2)多様で質の良い子育て支援サービスの確保【こどもプラン P65】

施策名	⑨実費徴収に係る補足給付事業	担当課	保育課
事業内容	各施設事業者において実費徴収を行うことができるとされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得者を対象に費用の一部を補助します。		

令和元年 10 月より、新たに「子育てのための施設等利用給付」が開始されることに伴い、以下の 2 事業は令和元年 9 月末をもって終了します。

《基本方針 1》多様な子育て支援の充実

基本施策 1. 就学前の教育・保育の充実

取組内容(3)幼児教育の充実【こどもプラン P60】

施策名	①私立幼稚園等就園児補助	担当課	こども保育課※
事業内容	私立幼稚園等に通う子ども(認定こども園については 1 号認定)の保護者の経済的負担を軽減するため、助成を行います。		

※現在は保育課

施策名	②私立幼稚園就園奨励費補助	担当課	こども保育課※
事業内容	私立幼稚園に通う子どもの保護者に対し、その世帯状況に応じた助成を行います。		

※現在は保育課